第３回阿蘇グリーンインフラの貢献度評価指標検討委員会の概要

1. 日時：令和８年（2026 年）２月 12 日（木）15:00～17:00
2. 会場：熊本県行政棟本館 13 階　1301 会議室
3. 出席者：別添出席者名簿のとおり
4. 概要：
・開会、若杉課長挨拶、事務局からの委員等紹介。
・次に議事に入り、事務局より資料を説明。その後、委員から質疑や意見等があった。（議事のうち「貢献度評価指標の検討について」は非公開）

5. 主な質疑・意見
蔵治委員：資料３の４ページにて、水源涵養量は「下流河川の無降雨時の流量を形成する水量」と定義されているが、大雨時に速やかに海に流出する分は含まれていないという理解で良いか。また、ここでいう下流河川とは、白川のみを指すのか。
事務局：大雨時に速やかに海に流出する分は含まない。また、ここでいう下流河川とは、白川を指す。その他の下流河川については、カルデラの内外でモデルを分けて構築しており、全域を対象としたシミュレーションは来年度までかかることから、今年度の評価対象外としている。
蔵治委員：モデルの構築は来年度までかかると理解した。一方で、貢献証書の公表にあたっては、単位面積当たりの水源涵養量を何らかの方法で決定する必要があると認識しているが、その決定はいつ行う予定か。
事務局：貢献証書及び単位面積当たりの水源涵養量の公表は、今年度末を予定している。カルデラ内外を含む阿蘇地域全域の水循環モデルの構築は来年度までかかる見込みだが、単位面積当たりの水源涵養量の算出自体は、今年度中に実施する想定である。
蔵治委員：空間的に今年度分と来年度分で対象が分かれており、来年度以降に白川以外の河川について検討が行われると理解した。その場合、単位面積当たりの水源涵養量は、下流河川の区別によらず一定の値を用い、今年度算出した値を今後も使用し続けることになるのか。
事務局：単位面積当たりの水源涵養量については平均的な値として用いる想定である。モデルの対象地域を拡大した場合でも値が大きく変動することはないと想定しているが、仮に大きな変動が確認された場合には、値を見直す可能性はある。

細野委員：草原は、一度の整備で永久に維持されるものではなく、継続的な管理が必要と考えられるが、水源涵養量については、時間の区切りをどのように設定するのか。
事務局：本基金では、１年間の貢献度を評価することを想定している。草原の維持管理は年に一度実施される野焼きを起点としていることから、当該年に必要となる資金とその結果として保全された水源涵養量を評価対象とする方針である。
細野委員：１年間という区切りは、一般的な考え方か。念のため、その旨をどこかに明記しておいた方が良いのではないか。
事務局：承知した。１年分の貢献度である旨を貢献証書及び公表 HP 等において明示する。
嶋田委員：当該年の涵養量であることが分かるよう、「/年」といった単位を記載しておくと良い。

高橋委員：企業ヒアリングにおいて、身近な数値に換算できると良いとの意見があったとのことだが、これは企業側での換算を想定しているのか。その場合、草原の単位面積当たりの水源涵養量が分かれば十分であると考える。
事務局：貢献証書に全ての情報を記載すると情報量が多くなるため、詳細については、HP や周知用のチラシ等において示すなどの方法が妥当であると考えている。

高橋委員：草原の単位面積当たりの水源涵養量を算出するとのことだが、５年に一度熊本県が各牧野の草原面積を集計しているため、草原全体の面積変化はその結果を用いると良い。
事務局：草原面積の見直しについては、５年に一度実施される集計の結果を踏まえ、その都度更新について議論していく必要があると考えている。

嶋田委員：熊本地域には、企業が拠出した金額に基づいて地下水涵養量を算定する仕組みがあるが、本基金はその仕組みと関連性があるのか。
事務局：熊本地域の仕組みは、熊本県地下水保全条例に基づく義務的な取組である。一方、本基金は、あくまでも任意の寄附を対象とし、その寄附による貢献度を評価するものとして整理している。
嶋田委員：条例に基づく地下水涵養量としてのカウントは行わず、社会的貢献として位置づけるという理解で良いか。
事務局：そのとおりである。

蔵治委員：公表時の数値は、活動の有無による差分を算出したものではなく、草原であることによって涵養される量であることを誤解のないように記載すべきである。活動が行われなかった場合は森林へ遷移すると考えられ、その場合でも一定の涵養量は維持されるはずである。来年度以降、森林についても検討を行うとのことであるため、その点も含め、誤解の生じないよう説明する必要がある。
事務局：承知した。誤解の生じないよう明記する。

蔵治委員：資料３の４ページのグラフには、野草地と牧草地の区分がある。野草地と牧草地を合わせて「草原」と表記している場合もあれば「牧野」と表現している場合もあるが、草原と牧野は同じ意味と捉えて良いか。
高橋委員：地元のコミュニティが管理し、入会地として草原利用されてきた範囲が牧野である。明治時代には牧野の多くは草地だったが、近年では放棄等により牧野の中に樹林地や未利用地が含まれるようになってきたという経緯がある。生態学的な観点では、野草地と牧草地が「草原」に相当すると認識している。
蔵治委員：牧野は、地目ではなく別の区分ではないか。
高橋委員：牧野は、土地利用の単位であり、地元の人々が利用する権利を有している地域である。
蔵治委員：行政用語としては、どのように定義しているか。
事務局：現時点では回答が難しいため、関係性について整理を行い、改めてお示しする。

—以上—